

県民意見整理台帳

「かながわ子どもみらいプラン（改定素案）」に関する提出意見及びこれに対する県の考え方

1 意見募集期間

令和元年12月18日（水）～令和2年1月17日（金）

2 意見募集結果

意見件数 51件

3 意見内容の分類

区 分		件数
1	計画全体に関する意見	8
2	基本理念等に関する意見	2
3	基本的視点1 「子どもが生きる力」に関する意見	22
4	基本的視点2 「保護者が育てる力」に関する意見	12
5	基本的視点3 「社会全体が支える力」に関する意見	5
6	教育・保育の需給計画及び人材の必要見込み数に関する意見	1
7	点検・評価及び推進体制に関する意見	1
8	その他	0
合 計		51

※ 「5 提出意見及びこれに対する県の考え方」の「内容区分」に1～8を記載しています。

4 意見反映の状況

区 分		件数
A	計画改定案に反映しました。（ご意見の趣旨を既に記載している場合を含みます。）	29
B	計画改定案には反映しませんが、ご意見のあった施策等は既に取り組んでいます。	6
C	ご意見の趣旨は今後の取組みの参考とします。	14
D	計画改定案に反映できません。	0
E	その他（質問・感想など）	2
合 計		51

※ 「5 提出意見及びこれに対する県の考え方」の「反映区分」にA～Eを記載しています。

5 提出意見及びこれに対する県の考え方

・「内容区分」欄:「3 意見内容の分類」の区分を記載しています
 ・「反映区分」欄:「4 意見反映の状況」の区分を記載しています

意見 No.	内容区分	意見要旨	反映区分	県の考え方
1	2	通常、基本理念とは計画期間の満了によっても安易に変える要素のないものと思います。今回、新たに「笑いがあふれ」等の変更があります。その理由がどうしても読み込めません。	A	計画の改定にあたり、児童虐待や子どもの貧困、いじめなど、子どもを取り巻く環境が厳しさを増している現状を踏まえ、子どもが「幸福」を感じられるようにすることを理念に追加することとしました。また、県の総合計画「かながわグランドデザイン」における「めざすべき4年後の姿」が「コミュニティの再生・活性化による笑いあふれる100歳時代」とされたことを踏まえ、良好な地域社会の実現により子どもたちが幸福感を体現している様子を「笑いがあふれる」と表現することとしたものです。 なお、こうした新しい基本理念の考え方については、計画の「Ⅲ 計画の基本理念等」に記載することとします。
2	3	青少年の喫煙防止については種々述べられてはいますが、肝要な子ども(及び胎児・妊婦)の受動喫煙の危害防止が抜け落ちているように思います。改正健康増進法で、子どもの受動喫煙防止がそれなりに配慮はされていますが、家庭内、同室内、自動車内などでの子どもら(及び胎児・妊婦)の受動喫煙防止が規定されていません。神奈川県受動喫煙防止条例にも規定されていませんが、子どもらの健康と健全育成のために、これらの観点を施策、あるいは条例制定等で盛り込むようお願いいたします。	C	神奈川県公共施設における受動喫煙防止条例第4条で「保護者は、その監督保護に係る未成年者の健康に受動喫煙による悪影響が及ぶことを未然に防止するよう努めなければならない。」と規定しています。喫煙区域に未成年者を立ち入らせないルールの周知を図るとともに、未成年者への喫煙防止対策を推進していきます。一方、家庭内の喫煙については、プライベート空間として条例の対象外としており、妊婦の喫煙については今後の取組みの参考とさせていただきます。
3	1	今の社会はまだ男性中心です。せっかく働きたいと思っている女性たちが存分に力を発揮できるよう、待機児童の解消や育児休暇が取りやすい会社の雰囲気づくりに取り組んでいただきたいと思います。	A	女性の就業率上昇を踏まえ、国及び市町村と連携し、保育所等の受け皿整備や放課後児童クラブの整備を進め、待機児童の解消に取り組みます。 また、働き方改革の取組みの促進や、企業等の男性トップと知事により結成された「かながわ女性の活躍応援団」により、男性の家事育児促進や、誰もが性別に関係なく働き続けキャリアアップを図れるよう男性の意識改革・行動変革や女性活躍の推進に取り組んでいきます。このほか、神奈川県子ども・子育て支援推進条例に基づく「かながわ子育て応援団」の認証の推進など、仕事と子育ての両立のための基盤整備を行います。
4	6	保育園の整備計画について、市町村ごとの計画が記載されていません。市町村の数字も公表しないと意味がありません。	A	市町村ごとの幼児期の教育・保育の需給計画を記載することとします。
5	4	放課後児童クラブの計画が記載されているが、これで十分なのか、足りないのかがわかりません。横浜では実質的にクラブの数が足りておらず、クラブの質もバラバラに感じるため、その対策をとる必要があるのではないのでしょうか。	A	計画値は、各市町村子ども・子育て支援計画における放課後児童クラブの需給見込み数(児童数)の数値を集計したもので、改定素案には暫定値を記載していましたが、市町村における最終的な算出の結果、令和2年度から供給量が需要量を超える見込みとなりました。 また、クラブの質については、放課後児童支援員認定資格研修及び放課後児童支援員等資質向上研修の実施により、放課後児童クラブの質の向上・クラブ間の格差の解消に努めます。
6	3	幼児教育・保育の無償化がスタートしましたが、放課後児童クラブも無償化にしてほしいです。	C	ご意見の趣旨については、国の動向も視野に入れながら、今後の取組みの参考とさせていただきます。
7	3	食物アレルギーの子供が増加傾向にあると言われているため、アレルギー対策に取り組む必要があるのではないのでしょうか。	B	既にアレルギー疾患対策として、保育園、幼稚園、教職員や関係者を対象とした研修や正しい知識の普及などにも取り組んでおり、今後も取組みを進めていきます。
8	5	病児保育が利用しにくいです。急な発熱で利用しようとしても、事前登録制で満員だったり利用できる施設数も少ないです。	A	引き続き、市町村と連携して、病児保育施設等の整備を進め、定員を拡充するとともに、病児保育事業を実施している事業者に対しては、人件費等の事業費の補助を実施します。

意見 No.	内容区分	意見要旨	反映区分	県の考え方
9	3	子供が外で遊ぶ場所が減っているように思います。昔は山や川、空き地で沢山の子供が遊んでいました。学年を問わず遊ぶことで社会性も身につけていきました。今はゲーム機で遊ぶ子供ばかりですので、子供が外で遊べる場所を増やしてください。社会性を身につけ、体力も向上することができますので是非お願いします。	C	大規模な大会を開催できる広域的な機能や、競技人口の多くないスポーツの推進という観点から、市町村では難しい競技施設などの専門的な機能に重点を置きながら、スポーツ施設の整備を進めています。市町村は、地域の特性や住民のニーズなどを鑑み、日常的なスポーツ活動のための、身近なスポーツ施設の整備を担っていると考えます。そのような中で、子どもたちが外遊びや運動・スポーツに親しむ機会を拡大するため、幼児が集まるイベントへ指導者を派遣する子どもの遊び・運動教室を開催する等の取組みを行っています。
10	3	幼稚園や保育所の無償化について、給食は収入に関係なく必要であるのに、給食のお金を取ることは理解できません。	C	保育所等の給食費は、保育料に含まれ、保護者が負担していました。幼児教育・保育の無償化の実施にあたり、義務教育においても給食費は自己負担とされていること、家庭で子育てをする場合にも食材料費は発生することから、保育所等の給食費は、引き続き保護者の方にご負担いただくこととしています。なお、満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、年収360万円未満相当世帯と、世帯所得にかかわらず第3子以降については副食費が免除となっています。
11	5	仕事と家庭の両立の実現について、改定素案を見ると、女性の2人に1人が第一子の出産を機に離職し、男性の育児休暇取得率の低さに愕然としました。仕事と家庭の両立支援が当たり前になるよう、大手企業、行政は、見本となるような取組みを積極的に実施すべきです。	A	神奈川県子ども・子育て支援推進条例に基づく「かながわ子育て応援団」の認証等の取組みにより、仕事も子育ても両立できる職場環境の整備を推進していきます。
12	4	子どもの交通安全を確保するための活動の推進として、自転車の安全対策も強化してほしいです。交通ルールを無視した自転車の運転などにより、自転車に起因した交通事故が増えています。自転車利用者向けの乗車マナー講習の徹底、無謀な自転車をする者への交通違反の取締まりをするなどの交通安全対策に取り組んでほしいです。	B	自転車の安全利用対策を年間の交通安全県民運動の中で、活動重点と位置づけるとともに、自転車マナーアップ強化月間を定めて街頭活動などを強化しています。また、昨年4月には自転車の安全で適正な利用の促進を柱とした条例を施行しました。しかし、条例ができたというだけで、自転車利用者のルール・マナーが急に向上するわけではないことから、今後も継続して関係機関と連携しながら、交通安全対策に取り組んでいきます。
13	3	いじめや暴力行為を起因とした自殺や不登校の増加などのニュースを見るたびに痛ましい気持ちになります。いじめ、暴力行為をなくすことはできないと思うが、いじめ等の被害にあった児童・生徒やその家族に寄り添う取組みの充実・強化をぜひ、進めてほしいです。	A	いじめや暴力行為、不登校など課題を抱えた子どもを支援するため、スクールカウンセラー等の配置や、SNSを含む多様な教育相談等の取組みを充実させ、いじめ等の被害にあった児童・生徒やその家族に対して必要な支援を行っています。
14	3	ひとりっ子世帯の増加など、子どもの減少から、年齢の異なる子ども同士がふれ合う機会が減っています。思いやりのある優しい大人が増えるよう、小・中学生が子育てボランティア等を経験するなど、幼児への理解を深める取組みを様々なところで実施してほしいです。	A	8月の「子ども・子育て支援月間」における中高生の保育所等でのボランティア体験を周知等により、子育て体験を促進します。また、小・中学校では、幼児への理解を深め、子どもが育つ環境としての家族と家庭の大切さに気付かせるため、関係機関との連携を図りながら、小・中学校9年間の中で、発達の段階に応じ、幼児触れ合い体験などの学習活動を行っています。
15	4	みんなのバリアフリー街づくり条例の推進(P68)として、具体的な取組みを期待したが、普及・啓発事業の取組みについての記載しかなく残念です。具体的なバリアフリー街づくりのビジョンを示し、街のバリアフリー化を推進してください。	B	条例では、公共施設等の構造及び設備の整備に関し、障がい者等が安全かつ快適に利用できるものとするために必要な基準(整備基準)を定めています。そして、指定施設の新築等をしようとする者は、整備基準を遵守し、その計画について、あらかじめ知事に協議しなければならないことになっており、必要に応じて指導・助言を行っています。なお、市町村は、国が定める基本方針に基づき、特定の地区において移動等円滑化の促進に関する方針等を作成する努力義務があります。
16	4	保育の無料化は、消費税等を財源とした公費から保育料を負担しているのだから、認可外保育施設等は速やかに認可化を図るべきです。	A	引き続き、認可外保育施設の認可化を促進し、保育の質を確保するとともに保育ニーズの受け皿を拡充していきます。
17	5	病児・病後児保育事業は、特別な施設基準や休日・夜間にも看護師等の専門職員の配置が必要のため、事業継続が難しいとのニュースを見たことがあります。安心して子どもを生き、育てる社会の実現には、不可欠の事業なので、県や市町村は、積極的な支援をしてほしいです。	A	引き続き、病児保育施設を設置するための整備費用及び運営経費に対する補助を実施し、支援していきます。
18	3	これ以上虐待で子どもが苦しむことがないよう、児童相談所の人員はもっと充実してほしいです。そして、児童相談所には、ためらうことなく子どもを危険な状況から保護してあげてほしいです。	A	引き続き、児童相談所の体制を強化し、児童虐待に迅速かつ的確に対応できるように努めます。

意見 No.	内容区分	意見要旨	反映区分	県の考え方
19	3	家庭養護を進めるために、里親を確保していくことはわかるが、神奈川県で本当にそんなに増やしていけるのか、実際には難しいのではないのでしょうか。他の方法を始めから目指すべきではないのでしょうか。	C	子ども一人ひとりにあった養育環境が提供できるよう、里親委託の推進を含めた取組みを進めていきます。
20	4	子どもは、幼稚園に通わせたいので、幼稚園の開園時間を延ばして、遅くまで子どもを預かれるようにしてほしいです。	A	幼稚園の開園時間は教育要領に基づいて各幼稚園が独自に定めているため、県が開園時間の延長を求めることはできません。なお、県では、教育時間終了後の保護者の保育ニーズに対応するため、正規の教育時間前後及び休業日に預かり保育を実施する幼稚園等を支援しています。
21	3	幼児教育の無償化も大事な取り組みだと思いますが、ひとり親や、ふたり親でも生活が苦しい家庭のために、給食費や教材費、修学旅行の経費などについても無償化を検討していただき、子供の貧困対策を進めていただければと思います。	C	学校給食費は、法令により、学校給食の実施に必要な施設・設備等を除き、保護者が負担することとなっています。公立小・中学校の教材費、修学旅行の経費については、市町村が事業主体となって、経済的理由によって就学が困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して必要な援助を与えた場合、国がその経費の一部を補助しています。高等学校(中等教育学校後期課程含む。)の教材費及び修学旅行費については、生活保護世帯または住民税所得割非課税世帯に対して授業料以外の教育費を支援する高校生等奨学給付金制度を活用できます。また、私立小中学校等に通う児童等については、年収約400万円未満の世帯に対する授業料補助(令和3年度までの実証研究事業)や私立高校等に通う生徒等の非課税世帯までの奨学給付金の支給を行っています。いただいたご意見は今後の取組みの参考とさせていただきます。
22	3	児童虐待を予防する観点から、若年出産への対応を強化すべきだと思います。思春期における性教育が十分とはいえないなか、第二次性徴が早まり、精神的にも未熟な世代の出産が様々な問題の元凶になっていると思います。早期発見のための学校との連携や、児童と家庭双方への支援に取り組んでいただきたいと思っています。	B	未然防止や早期発見を含めた児童虐待への対応において、児童相談所、市町村、学校等関係機関との連携はとても重要であることから、引き続き関係機関間の連携強化に努めます。
23	3	自然保育を行っている施設も無償化の対象にすべきです。さもなければ、独自に補助金を出してほしいです。	C	青空自主保育は、特定の施設を持たず運営され、認可外保育施設としての届出もないことから実態を把握できず、保育内容についても基準がなく公的支援に値するかどうか判断できないため、無償化の対象外となりました。国において支援のあり方を調査することとなっているため、その動向を注視していきます。
24	4	保育士不足を効果的に解消するには、いま保育園で働いている無資格の職員の資格取得を応援すべきだと思います。少しでも経験があり、保育の現場で働く意欲のある人を応援することで、効果的な対策になると思います。	A	保育所等で勤務する保育補助者に対し、保育士資格取得に係る受講料を補助する保育士資格取得支援事業を実施しています。資格取得を目指す保育補助者への支援・補助を引き続き行っています。
25	1	昨年の出生数が初めて90万人を割り込み、日本の少子化問題は深刻さを増しています。今こそ社会全体が子育て支援の重要性を認識することが必要です。	A	改定後のプランでは、めざす姿として「地域社会のすべての構成員が、子どもの育ちや子育ての重要性に対する関心と理解を深め、子どもと子育てを家庭を応援する社会」を定め、その実現のため、子育て支援推進の機運醸成、ワーク・ライフ・バランスの推進や仕事と子育ての両立のための基盤整備などの施策を展開し、社会全体で子どもと子育てを家庭を応援する社会の実現をめざします。
26	2	本プランに関連するゴールとしてSDGsの目標「11住み続けられるまちづくりを」が含まれていないが、子育てに配慮した公共施設・交通環境の整備等が該当するのではないのでしょうか。	A	子育てに配慮した公共施設・交通環境の整備等や交通安全対策や子育てに配慮した住宅施策は、SDGsの目標「11住み続けられるまちづくり」に該当するため、プランに記載します。
27	1	子どもみらいプランの改定素案の取組みを実行して、子どもを産み育てたいと思う若者が増えるような社会にしてほしいです。	E	3つの力「子どもが生きる力」「保護者が育てる力」「社会全体が支える力」を充実・強化するための施策を展開し、安心して子どもを生み育てることができるよう、社会全体で子どもと子育てを家庭を応援する社会をめざします。
28	4	幼稚園の先生が乳幼児の保育ができないとは思えないので、幼稚園教諭が保育園で保育をすれば、保育士不足にならないと思います。	A	幼稚園教諭は保育士資格を取得するにあたり、資格取得に必要な一定の科目数が免除される制度があります。保育士資格取得を検討している幼稚園教諭に幅広く周知していきます。

意見 No.	内容区分	意見要旨	反映区分	県の考え方
29	1	親のためではなく、子供の幸せのための取り組みをお願いします。	A	子どもの幸せと健やかな育ちを第一に考えることを基本とし、誰一人取り残されない、すべての子どもに笑いがあふれる社会を実現するための取り組みを推進します。
30	4	放課後児童クラブの設置、運営に対する支援も重要ですが、預かり時間について7時以降も預けられるように支援して欲しいです。クラブからは時間厳守と言われるため、共働きのフルタイム勤務を諦めている人もいます。	C	ご意見の趣旨については、今後の取り組みの参考とさせていただきます。なお、放課後児童クラブの設置・運営に関しては各市町村が条例で基準を定めており、県として、ご意見の趣旨について機会を捉えて市町村に伝えていきます。
31	1	子供が保育園に入れなくて育休を延長しました。0～1歳は入れない人が多いので、早く働き始められるよう体制を整えてほしいです。	A	引き続き、市町村と連携して、保育所等の整備を進め、定員を拡充するとともに、幼稚園における預かり保育を支援するなど、保育ニーズの受け皿の確保に努めます。
32	1	かながわ子どもみらいプランについて、色々な事業があることがわかり、勉強になりましたが、なかなか情報が届いていないと感じました。	A	県の子ども・子育て支援の制度や取り組みについては、県ホームページや市町村と連携し、周知を図っていきます。また、県のwebサイト「子育て支援情報サービスかながわ」により、県内の保育所等の教育・保育施設や子育て支援団体等の子育て支援サービスの情報の提供を行っていきます。
33	5	子育ての孤立化などが課題となっていますが、親がリフレッシュできる環境が必要だと思えます。取組があれば、もっと広がるようにお願いします。虐待の防止にもなると思えます。	A	子育て家庭への支援として、市町村が実施する地域子育て支援があります。一時的に家庭での保育が困難な場合や育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減する支援策として、保育所や地域子育て支援拠点などで子どもを預かる「一時預かり事業」や、子どもを児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行う「子育て短期支援事業」があり、県は、実施市町村に対し支援しています。引き続き、事業の周知を行い、地域の子育て支援の充実を図っていきます。
34	5	男性の育児参加をもっと進めるべきです。社会全体の意識改革が必要です。	A	意識改革に加え、行動変革が広く進むことが重要との考え方にに基づき、男性の家事育児が十分なレベルで日常的に当たり前化する社会的環境を形成するため、本プランに男性の家事育児促進事業を位置づけ、積極的に取り組んでいきます。また、子育て初心者の方の男性の育児参加を応援するため、子育てに関する基礎知識などの情報を集めたwebサイト「パパのミカタ」の普及促進を図ります。
35	3	子供の放課後の過ごし方について、放課後児童クラブの利用について、親の多様な働き方に対して融通がきかないと思います。学校と放課後子供教室の両者の連携がとれていないと感じることがあり、シームレスな関係があるといいと思います。	C	放課後児童クラブの設置・運営に関しては各市町村が条例で基準を定めており、県として、ご意見の趣旨について機会を捉えて市町村に対し伝えていきます。放課後子ども教室は、学校の理解と協力を得ながら取組むことが重要であり、ご意見については、今後の取り組みの参考とさせていただきます。
36	1	出生数が90万人割れとなったが、少母化が原因です。結婚は強要できるものではないが、結婚したい人も一定数いるため、行政として少母化対策にしっかり取り組んでいく必要があるのではないのでしょうか。	A	晩婚化・未婚化が進行しており、その背景には、男女の意識の変化や非正規雇用の若者が関連していると考えられます。県では、子どもの頃から結婚、妊娠、出産、育児まで、ライフステージに応じたきめ細かな支援を行い、若者の経済自立の支援や結婚に向けた機運の醸成を図り、安心して子どもを産み育てられる社会の実現のために取り組んでいます。
37	7	「計画の点検・評価及び推進体制」(100P)について、社会状況の変化に伴い、子どもに必要な支援なども変わると思うので、計画の見直しについての記載もあるが、しっかり計画を見直し進めてほしいです。	A	毎年度、施策の実施状況等について点検・評価を行います。その結果や社会情勢の変化、国の施策の動向等を踏まえ、計画期間の中間年を目安に見直しを行います。
38	4	幼保無償化により、働く親が遅い時間まで子どもを預けるようになり、その為、保育士が長時間勤務を強いられ、負担になっているにもかかわらず、保育士の賃金は低いままに押さえられています。保育士の賃金をあげ、働きやすい職場となるような制度を県は作るべきではないのでしょうか。	A	保育士の処遇改善は、施設型給付において、職員の勤続年数等に応じた処遇改善を進めています。また、平成29年度からは一定の経験を積んだ保育士等に対する新たな処遇改善の仕組みが創設され、県ではその前提となる保育士等向けのキャリアアップ研修の実施に取り組んでいます。さらに、令和2年度からは保育所の働きやすい職場環境づくりの支援を進め、就業継続支援に取り組んでいきます。

意見 No.	内容区分	意見要旨	反映区分	県の考え方
39	3	日本人は諸外国と比較して自己肯定感が低いです。自己肯定感を高めることが生きにきさの改善につながるの、小さいうちからしっかり取組んでいくべきです。	B	すべての子どもが自らそれぞれの個性や能力を伸ばし、自己肯定感をもって育まれることを重要とし、自立した人間として健やかに成長する社会をめざしています。幼児教育においては、厚生労働省策定の「保育所保育指針」の保育の目標において、「自己を肯定する気持ちが育まれていくようにする。」と示されています。保育所ではこれに則った指導計画を策定し、実践するなど、幼児教育における自己肯定感を高める教育の向上に取り組んでいきます。
40	3	子育て世帯の親の負担軽減として、県内全ての中学校で給食を実施してほしいです。	C	中学校の給食は、法令で学校を設置する市町村が実施に努めることとされていますが、県では、中学校給食を実施した自治体の取組等の情報を提供することなどにより、中学校での給食の実施について市町村に働きかけています。
41	1	かながわ子どもみらいプランについて、計画倒れにならないように、しっかり取り組んでください。	E	毎年度、施策の実施状況等について点検・評価を行います。その結果や社会情勢の変化、国の施策の動向等を踏まえ、計画期間の中間年を目安に見直しを行い、子ども・子育て支援施策を効果的に推進していきます。
42	4	子どもたち・保護者のために、安心安全に働くことができるように、学童保育の充実をはかっていただきたいと思います。それには、学童保育を支える支援員が、長く働き続けることができるように、考えていただきたいと思います。さらに常に学び続けることができるように、研修体制もサポートをお願いしたいと思います。保護者の就労を支え、子育てを支援する学童保育は、さらに重要になって来ると思います。	A	支援員の確保及び質の向上の観点から、支援員等の処遇改善は喫緊の課題と捉えており、県でも処遇改善事業及びキャリアアップ処遇改善事業に係る補助を実施しています。研修については、放課後児童支援員認定資格研修による資格の取得、放課後児童支援員等資質向上研修による現認研修を実施しています。
43	3	ひきこもりが長期化して40歳を超えている方がたくさんいると報道されています。さまざまな原因、きっかけがあったのだろうと推察しますが、その多くはおそらく若い時代のいじめや不登校、進学失敗、就職失敗などがあつたからではないでしょうか。挫折は誰にでもあることだと思います。そうした時の相談先やセカンドチャンスをあてる仕組みなどひきこもりの対策をお願いします。	A	ひきこもりに関連する一次相談窓口として県立青少年センター内に「ひきこもり地域支援センター」を設置し、NPOと連携して若者の様々な相談に応じています。また、コミュニケーションや人間関係につまずき、社会に参加する一歩を踏み出せずにいる若者を対象として、NPOのノウハウを活かした講座を実施するなど、関係機関と連携し、若者のための支援を行っています。
44	3	「子どもへの虐待禁止の徹底」について、被措置児童等虐待の対象施設として障がい児施設が対象となっていることを明記し、情報提供や啓発、研修等の機会の確保を進めていただきたいです。	B	被措置児童等虐待を防ぐ取組みは障害児入所施設を含むすべての児童福祉施設において取り組んでいるところです。ご意見の趣旨を踏まえ、引き続き取組みを進めていきます。
45	3	「重度障がい児等の施設療育の充実」について、近年、児童相談所から障害児施設に措置されてくる児童は被虐待の割合が高くなっており、児童養護施設等からの措置変更児童も増えています。障がいの「多様化」について、被虐待や非行傾向のある軽度や境界線級の知的障がい児童はイメージしにくいので、「障がいの重度化・重複化や多様化」に加えて、「社会的養護児童の増加」を明記していただきたいです。	A	社会的養護児童の障害児入所施設のニーズについては、児童相談所と情報共有し、承知しております。社会的養護児童のニーズに応えることができるよう、施設の体制づくりを進めていきます。
46	3	「重度障がい児等の施設療育の充実」について、重度で社会的養護性が高く、とくに行動障害のある人、身体障がいを併せ持つ人等は成人施設への入所は難しい状況にあります。成人施設への入所がスムーズに行われるよう、文中「施設の体制づくり」の部分で「成人施設への入所調整を行う施設と関係機関による体制づくり」に修正していただきたいです。	C	障害児入所施設が、成人施設への入所調整を円滑に行えるよう、ソーシャルワーカー等の配置を推進する施策等、いただいたご意見を参考とさせていただきます。
47	3	子どもが社会で育つ過程において、障害の有無や国籍の違い、性的マイノリティの人の存在など、子ども自身が違いを認め合える機会が保障されていることが大切であり、幼少期から行われるインクルーシブ教育や文化の違いを理解する取組みを期待します。	C	ご意見をいただいた幼少期(就学前)からのインクルーシブ教育や多文化理解の取組みについては、今後の施策の参考とさせていただきます。
48	3	子どもの放課後の居場所の確保について、他者と関わりを持ち、様々な価値観に触れ、人生の選択肢を増やせる機会となる居場所が子どもの日常生活の行動範囲の中に、複数存在する地域社会となるよう期待します。また、居場所における支援の力量向上に向けては、近隣の居場所運営者同士のネットワークづくりが大切であり、とりわけ市町村域でそういった取組みが進むよう、県として支援されることに期待します。	A	子どもの居場所の確保については、放課後児童クラブや放課後子ども教室をはじめ、市町村と連携し、取組みを支援していきます。また、県内各地で、子ども支援団体などを対象としたセミナーや交流会を実施して、子ども支援活動をされている方の育成やネットワークづくりの後押しをしていきます。

意見 No.	内容区分	意見要旨	反映区分	県の考え方
49	3	子どもの貧困は、その保護者の貧困が原因となっているため、「ひとり親家庭等自立支援の推進」などと合わせ、保護者への対応も子どもへの支援と合わせて行われることが重要であり、期待します。	A	ご意見については、神奈川県子どもの貧困対策推進計画において、貧困の状況にある子どもに対する支援のほか、保護者に対する生活や就労の支援の取組みを計画に位置付けており、引き続き対策を進めていきます。
50	4	ひとり親家庭も母子世帯だけでなく多様化されています。現状の把握と対応を期待します。	C	全国ひとり親世帯等調査などの結果を参考にしながら、多様化するひとり親世帯の実態を把握し、政策に反映していきます。
51	4	放課後児童支援員の認定資格研修等の実施について、現在、急な支援員不足、支援員の一斉退職等でクラブ運営そのものが厳しい状況にあるクラブも出てきています。支援員の複数配置は必要不可欠だと考えていますが、現行の認定資格研修では、そうした急な支援員不足に対して早急に(直近で実施される県内の他地域の認定資格研修に参加させてもらうなど)対応したいケースにおいても、その枠が少なく受講がかなり先まで伸ばさないとならなかったり、柔軟に対応できる体制とは言えない状況です。認定資格研修の実施において、そうした現場の状況にも対応していただければと思います。	C	ご意見の趣旨については、今後の取組みの参考とさせていただきます。平成27年度より認定資格研修を実施し、経過措置期間の終了する今年度までに希望する受講者全員が支援員として認定されるよう研修を継続してきました。しかしながら、需要の高まりによるクラブ数の増加等から、支援員確保が難しい地域では配置上の課題を抱えているクラブも数多くあります。県では、できるだけ多くの方が受講できるよう研修を計画していますが、受講希望者は依然として多く、従事者については当面はこれまでどおり所属クラブの所在地域において受講をいただくこととなります。今後、受講者数がある程度落ち着いてきましたら、地域の別なく受講機会を設けることについても検討していきます。